

市民・文化観光・消防委員会資料  
平成25年2月20日  
消 防 局

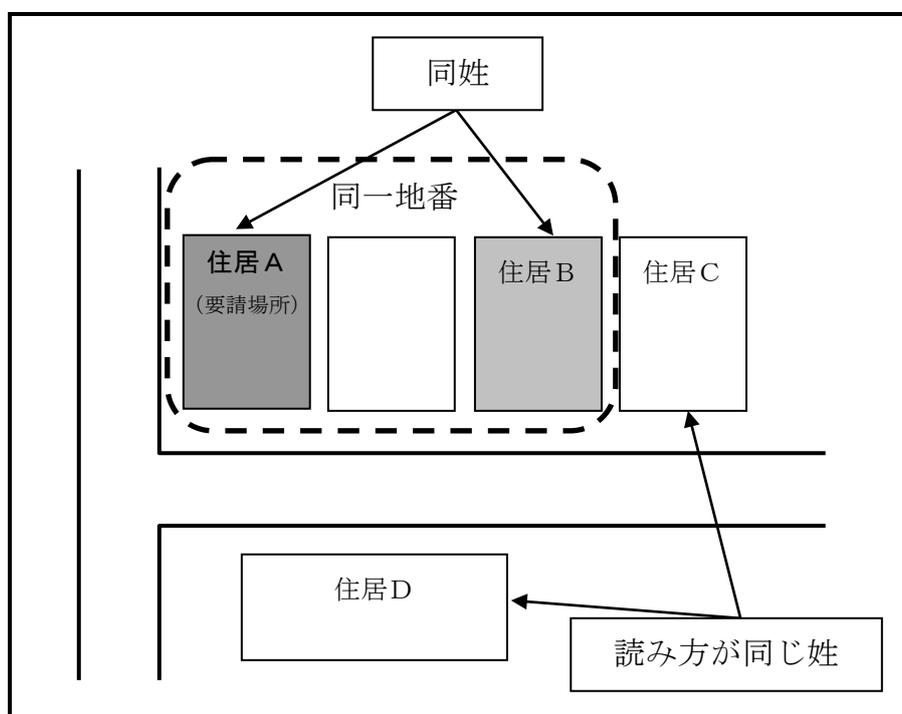
## 救急活動遅延事案について

### 1 事案概要

平成24年12月、救急要請された方（傷病者）の住居（住居A）とは別の同姓住居（住居B）に救急隊等が出場して活動したため、住居Aにいた傷病者への接触が遅延するという事案が発生し、傷病者は病院搬送後、死亡が確認されました。

119番受信者（指令管制員）は、住居Aと住居Bが同一地番内にある状況で、場所を特定するため隣家（住居C）の名前を確認の上、救急車内モニターに住居Bを目標ポイントとして出場を指令しました。救急隊は、車内モニターの表示を基に住居Bで活動し、施錠されていたため、消防隊を増強出場させて進入したものの、傷病者を発見できず、改めて救急要請場所の検索を行い、住居Aに進入したものです。このとき、住居Aも施錠されていました。

なお、住居Aの隣家（住居D）及び住居Bの隣家（住居C）は読み方が同じ姓でした。





### 3 検討状況

局内の課長級職員を構成メンバーとした警防活動事故等防止対策専門部会において、救急活動の推定される遅延時間、原因及び再発防止策について、検討を行っています。

#### (1) 遅延時間に係る検討

救急隊が当初から住居Aで活動を開始したと仮定した場合、住居Aも施錠されていたため消防隊の増強を行うこととなりますが、この場合、消防隊の現場到着から傷病者接触までに要した時間は、約6分と推定されます。

##### 【理由】

- ① 住居Aは、2階のガラス窓を破壊する活動が必要であり、ガラスの飛散防止措置等を行うため、最低でも1分間を要すると考えられます。
- ② 住居Aと住居Bは、建物構造等の状況が概ね同様であるため、消防隊の現場到着から傷病者接触までの所要時間は、住居Bで検索に要した時間と同様の5分間と推定されます。

この6分を消防隊が現場に到着した時刻である13時40分に加えることにより、最短で13時46分に傷病者と接触できたものと推定されます。

したがって、実際の傷病者と接触した13時57分から差し引き、最大で11分早く接触できた可能性があります。

#### (2) 原因と再発防止策に係る検討

別紙「原因と再発防止策について」のとおり

### 4 遅延の影響に係る検討

傷病者への接触が最大で11分遅れたことによる影響等について、3月上旬を目途に、複数の医師から医学的観点の見解をいただくこととしており、このための準備を進めています。

### 5 今後の予定

25年3月末を目途に最終報告書を取りまとめる予定です。

## 原因と再発防止策について

問題点	原因	再発防止策
<p>【指令管制】 救急車内モニターに住居Bを表示させて指令し、その後住居Aに補正された目標ポイントを救急隊に送信しなかったこと</p>	<p>【指令管制員】 ①目標ポイントを住居Bとして出場指令を出したにもかかわらず、<u>地図画面の最終確認が不十分であり、指令副台長が目標ポイントを住居Aに補正したことを自らが行ったものと思い込んでしまったこと</u></p>	<p>①通報内容から緊急性が高いと判断した場合であっても、指令場所の住所、目標ポイントなどの確認を確実に実施したうえで、出場指令を出す基本動作の徹底 ＜実施済み＞</p>
	<p>【指令副台長】 ②通報を傍受し、聴取した隣家名（住居D）や電話の契約者氏名などから指令場所を住居Aと判断し、<u>地図画面の目標ポイントがずれていたため自ら補正したが、補正したことを指令管制員に伝えなかったこと</u></p>	<p>②指令副台長は、原則として指令台操作を行わず、指令管制員に対する指示・助言に留めることとし、やむを得ず指令台操作を行う場合は、必ず指令管制員に声を掛けることを徹底＜実施済み＞</p>
	<p>【指令管制員・指令副台長】 ③付近に同姓宅があることに気が付かなかったこと</p>	<p>③地図画面を広く確認し、同姓宅や類似した施設名称の存在の有無を確認後、指令場所を特定することを徹底＜実施済み＞</p>
	<p>①、②共通</p>	<p>④出場指令後に目標ポイントを変更した場合、その旨の警告するようシステムを改修 ＜3月末までに実施予定＞</p>
	<p>①～③共通</p>	<p>⑤現行の指令管制員マニュアルが機器操作の説明を中心としたものであるため、これを指令管制の手順にしたがったものに改正＜3月末までに実施予定＞</p>
<p>【部隊活動】 救急隊は車内モニターの表示に依存し指令場所の確認を行い、住居Bで活動を開始したこと</p> <p>増強出場した消防隊は車内モニター及び指令書に住居Aが表示されていたものの、先着していた救急隊に合流し、疑問の念を抱かず住居Bで活動を開始したこと</p>	<p>【救急隊】 ①行政地図の確認が不十分であったこと</p> <hr/> <p>②指令書に記載された電話の契約者氏名を十分に確認しなかったこと</p>	<p>①部隊全員で行政地図上の指令場所を確認し、車内モニターと照合することを徹底＜実施済み＞</p> <p>②指令書に記載されている契約者氏名などの情報を活用することを徹底＜実施済み＞</p>
	<p>【消防隊】 ③現場到着時、<u>目標ポイントが住居Aであることを救急隊に伝えなかったこと</u></p>	<p>③連携出場時の現場での指令書情報の照合の徹底 ＜実施済み＞</p>
	<p>【消防隊・救急隊】 ④付近に同姓宅が存在することに気が付かなかったこと</p>	<p>④行政地図を広く確認し、同姓宅や類似した施設名称の存在に留意することの徹底＜実施済み＞</p>